

市場価格調整率の計算式における「会社の定める調整率」＜2026年4月1日現在＞

- 2022年4月以降に契約した下記の保険契約の解約等（※1）の際に適用される市場価格調整について、その市場価格調整率の計算式における「会社の定める調整率」の値を掲載しております。
- 「会社の定める調整率」は、運用資産を売却するための費用等を考慮して、契約通貨に応じ0.00%から0.10%までの範囲でマニユライフ生命が定めた率です。
- 「会社の定める調整率」は、市場価格調整率計算基準日（※2）時点の値が適用されます（契約時には定まっていません）。なお、下表の「会社の定める調整率」の値は2026年4月1日現在のものであり、将来変更することがあります。「会社の定める調整率」の値の変更がある場合は、その変更日から変更後の値を適用いたします。

保険契約	契約通貨	市場価格調整率計算基準日が以下の場合	「会社の定める調整率」の値
外貨建定額個人年金保険	米ドル、豪ドル	2024年4月1日～	0.10%

（※1）解約のほか、減額や年金の一括支払等の際にも市場価格調整が適用されます。

（※2）くわしくは、「ご契約のしおり／約款」をご覧ください。